改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］の原稿案及び市民意見公募について

資料２

１　趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国土交通省はバリアフリー法（※１）に基づく「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」（※２）といいます。）」を平成28年度末に改正しました。

建築設計標準における基準やそれに関する表記と整合性を図ること、また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組内容を市民や事業者に周知し、広く展開していくことを目的として、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］（以下「施設整備マニュアル」といいます。）の改正を推進会議の下部組織である専門委員会において検討し、原稿案が完成しましたので、ご報告します。

（※１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（※２）すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するためのバリアフリー設計のガイドライン

２　施設整備マニュアルの主な改正概要

　主に建築設計標準の改正で示された、「便所」や「ホテル又は旅館の客室」の項目を中心に検討しました。

建築設計標準の改正内容の反映、運用上追加した方が望ましい内容、専門委員会委員に指摘を受けた内容、JISの改正等に伴う所要の変更を行っています。

（参考）

平成29年３月　建築設計標準の主な改正内容

・ホテル客室のバリアフリー化の促進

　　　「バリアフリーに配慮した一般客室」の設計標準の追加

・トイレのバリアフリー化の促進

多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進　等

項目別の主な改正内容は以下のとおりです。

便所

異性介助に配慮した設計、多機能トイレ（※１）への利用者集中を解消するための設備の適切な配置

・異性介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けること、また、男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きめのシートを設けることを望ましい整備として追加する他、コラムで紹介。（P.99、P.115-1他）

・多機能トイレへの利用者集中を解消する設計上の配慮の具体例、施設全体でのトイレの機能分散及び案内表示のポイントをコラムで紹介。（P.99、P.115-1～4）

（裏面あり）

（※多機能トイレを否定しているわけではなく、利用者が多い施設等、多機能トイレへ利用者が集中する可能性の高い施設では、機能分散をした設計に配慮するよう勧めています。）

浴室、シャワー室又は更衣室

実際の利用をより詳細に想定した上での図の変更

・実際の利用を想定し、設備等をより充実させ、配慮ポイントもより丁寧な内容に修正。（P.117～119【図10-1～3】）

・入浴の際に使用する福祉用具をコラムで紹介。（P.119）

ホテル又は旅館の客室

一般客室のバリアフリー化

　・国内外からの旅行客の利用増加を見込み、車いす使用者用客室だけではなく一般客室のバリアフリー化の重要性についてコラムで紹介。また、建築物のハードの対応と合わせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実についても言及。（P.124-1）

　【参考】文化観光局観光振興課「ユニバーサルツーリズム推進事業」（資料２別紙）

客席及び舞台

休憩スペースや区画された観覧室

・乳幼児連れや障害によって配慮が必要な人に対し、休憩スペースや区画された観覧室の必要性を利用者の声で紹介。（P.128）

サイトライン（※２）について

・サイトラインの確保の重要性についてコラムで紹介。（P.128-1）

その他

　・障害者差別解消法（P.23-1）、設計段階での障害のある当事者等の参加（P.54-1）についてコラムで紹介。

（※１）車いす使用者用トイレに乳幼児用設備やオストメイト用設備等が設置されているトイレ

（※２）客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、各々の人の視野の限界線

３　市民意見公募と今後の対応について

・９月上旬～10月上旬　市民意見公募を実施。

・いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、専門委員会及び推進会議委員にご了解のもと、改正施設整備マニュアルとして確定。

　・12月下旬　「施設整備マニュアル」の増補版として発行